

# 令和3年9月泉南市農業委員会定例会

令和3年9月9日 午後1時30分  
水道庁舎 3階 会議室

## ・出席委員

(農業委員)

山下 博	田中 秀和	藪内 與四男
宮内 栄作	杉野 榮一	東 和宏
伊藤 喜久	宮下 明	森谷 豊
中野 吉次	上野 寛治	馬場 定夫

(推進委員)

西浦 賢二	戎野 繁	吉積 弘行
角辻 健二		

## ・欠席委員

(農業委員)	池上 安夫	田中 一寿子
(推進委員)	根岸 善洋	山本 芳男

事務局      それでは定刻から少し過ぎましたが、ただ今より令和3年9月泉南市農業委員会定例会を開催いたします。本日の委員の出席の状況ですが、池上委員、田中一寿子委員より欠席の届出が出ております。出席委員については現在14名中12名で過半数以上出席しておりますので、会議は滞りなく成立いたします。推進委員については、山本委員と根岸委員の欠席により現在の出席は4名となっております。それでは、泉南市農業委員会会議規則により総会の議長は会長が務める事になっております。会長よろしく申し上げます。

会 長      皆さん、ご苦勞様でございます。農繁期の多忙な中、泉南市農業委員会9月定例会にご出席いただきありがとうございます。また、暑い最中、農地パトロールを実施いただき、誠にご苦勞様でございました。

本日、訃報のお知らせがございます。根岸推進委員が今週の月曜日にお亡くなりになったそうでございます。ご冥福をお祈り申し上げたいと思います。

会 長 農地パトロールについてですが、本年度は実行組合長に多大なご協力をいただき、遊休農地に対する一定の認識を持っていただけたかなと思っております。農地パトロールでの結果をもとに、遊休農地をどのようにして解消していくのかという事が、我々農業委員の仕事でございますので、皆さんと共にこれから協議していきたいと思っております。この件に関しましては後ほど報告がございますので、挨拶の中では簡単に終わらせていただきます。

それでは、本日は議案が2件、報告案件が3件でございます。最後まで慎重審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 それではこれより議事に入ります。

まず議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。

泉南市農業委員会に関する規程第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方でご指名させていただいて異議ありませんか。

#### 異議なしの声

会 長 ありがとうございます。それでは議事録署名委員は、3番 藪内委員、4番 宮内委員をお願いいたします。

以上で議事録署名委員の指名を終わります。

会 長 それでは、令和3年議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和3年議案第27号5件について朗読する。議案第27号につきまして、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。No. 1につきましては、〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 8月31日に現地確認してまいりました。境目がわかりにくいですが、現況は米を作っております。以上です。

事 務 局 ありがとうございます。引き続きまして、No. 2につきましては、〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 9月1日に現地確認してまいりました。①番につきましては、入り口に

農業用倉庫がありまして、その後ろにミカンが植えられていました。  
②番の畑につきましては、狭い農地で、玉ネギ小屋が建っております。  
以上です。

事務局 ありがとうございます。引き続きまして、No. 3、No. 4につきましては、〇〇委員が欠席の為、事務局より報告させていただきます。

互いの農地の集約と利便性の為に交換するものです。〇〇氏のご主人が経営する〇〇〇〇におきましては、〇〇地区での農地集約計画の中で中心部分になる農地であります。この農地を交換することで営農経営の向上に繋がるものと思われまます。

続きまして、No. 5につきましては、〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 これらの農地はすべて、ネギと野菜が植えられています。以上です。

事務局 ありがとうございます。議案第27号につきまして事務局の方から補足説明させていただきます。

No. 1につきましては、譲受人と譲渡人とは、叔母と甥の関係です。譲受人の父が生前に相続で揉めないようにと均等に分筆し、相続した農地です。譲渡人は、〇〇市に住居を構えており、会社務めをしているため、営農意欲が無く、叔母に無償で所有権移転するものです。②の農地につきましては、農道として共有名義にされています。譲渡人が1/4、譲受人が1/8、譲受人の夫が1/8、他親族2名が1/4ずつの所有権の農地です。

No. 2につきましては、譲渡人は、86歳の高齢となり、後継者もないため、農地整理を行うこととなりました。しかし、農地が点在しており農地面積も小さく、隣接する農地は遊休農地のため雑草が繁茂していて、買い取者が見当たらなかったのですが、この度、譲受人に所有権移転する事になりました。譲受人には、この農地を起点に遊休農地の解消に期待されるものと思われまます。

No. 5につきましては、譲受人と譲渡人との間で、農地の貸借による利用権設定を令和2年8月19日から令和7年8月18日までの5年間で設定しておりましたが、今年の8月23日付けで解除し、所有権移転する事となりました。譲渡人には後継者がおりますが、農地整理を行うものです。また、譲受人は、国版認定農業者であり、青ネギを栽培されております。以上です。

会長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局ならびに地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 ありがとうございます。推進委員さん、何かご意見ございますか。

会 長 それでは質疑がないようですので、議案第27号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第27号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第27号は原案のとおりする許可することといたします。

会 長 続きまして、令和3年議案第28号「農業経営基盤強化促進法第18条規定による農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第28号を朗読する前に、泉南市農業委員会に関する規程第13条の議事参与の制限により〇〇委員・〇〇委員に退席していただきます。

〇〇委員・〇〇委員 退席

事 務 局 令和3年議案第28号1件について朗読する。議案第28号につきましては、地区の農業委員と現地確認を行っていますが、地区委員が退席しておりますので、事務局から報告させていただきます。

令和3年9月6日に現地確認を行った結果、①番には青ネギ、②番にはアスパラガス、サツマイモ等が植えられていました。被設定人は、営農意欲を高く持っており、認定農業者である設定人の下で修業する為、利用権設定するものです。露地での軟弱野菜を中心に耕作する予定とのことです。以上です。

会 長           ありがとうございます。  
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長           それでは質疑がないようですので、議案第28号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長           それではお諮りいたします。議案第28号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙

会 長           ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第28号は原案のとおり決定することといたします。

会 長           次に、報告事項に入ります。令和3年報告第16号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出の確認について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事 務 局       令和3年報告第16号1件について朗読する。報告第16号につきまして、事務局より補足説明させていただきます。

当該農地は、6月定例会で生産緑地の斡旋依頼を行ったものです。買取り申出地2筆の内の1筆が、露天駐車場として転用届出書が提出されました。届出人は、いくつもの会社を経営されておりますが、今回は個人名で転用を行います。乗用車18台を置ける、月極駐車場として整備するものです。

会 長           ありがとうございました。  
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長           よろしいですか。特に質問がないようですので、以上で報告第16号を終了します。

会 長 続きます、令和3年報告第17号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出の確認について」を、議題といたします。  
事務局より報告事項の説明をお願いします。

事 務 局 令和3年報告第17号1件について朗読する。報告第17号につきまして、事務局より補足説明させていただきます。  
当該農地は、進路が無く、耕作の為に隣接する会社の駐車場から入らせて頂いておりましたが、譲受人の運営されている会社が、駐車場と資材置場が不足している旨を譲渡人に打診した結果、露天駐車場兼資材置場として転用届出書が提出されました。譲受人は、隣接する会社であります。

会 長 ありがとうございます。  
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 よろしいですか。特に質問がないようですので、以上で報告第17号を終了します。

会 長 続きます、令和3年報告第18号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事 務 局 令和3年報告第18号1件について朗読する。報告第18号につきまして事務局より作付け状況を報告させていただきます。  
8月9日 ○○委員と現地確認を行っております。①番の農地につきましては、水稻を行っており、②番につきましては、裏作のみで玉ねぎの栽培を行っているそうです。

会 長 ありがとうございます。  
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 推進委員さん、何かご意見ございますか。ここは飛び地ですね。

事 務 局 ここは飛び地になっていますので、○○地区の委員さんが現状を把握

事務局 されています。

〇〇委員 毎年、水稻を植えて綺麗にやっています。

会長 わかりました。よろしいですか。何かご質問、ご意見ございませんか。  
特に発言がないようですので、以上で報告第18号を終了します。

会長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。  
ありがとうございました。

職務代理 どうも長時間ご審議ありがとうございました。これをもちまして9月  
定例会を終了させていただきます。どうも長時間ありがとうございました。  
次回の定例会につきましては、10月7日（木）場所は、水道庁舎  
3階 会議室です。どうも長時間ありがとうございました。

午後2時 終了

この会議の正確を証する為、下記のとおり署名する。

令和3年9月泉南市農業委員会定例会議

令和 年 月 日

署名人 \_\_\_\_\_

署名人 \_\_\_\_\_